

農地法第4・5条届出添付書類一覧

No.	書類名称	説明及び注意事項	発行先	通数	
1	届出書(認印で可) (法人の場合は、代表者印)		4条は2通 5条は3通		
2	委任状 (本人申請以外の場合)	委任を受ける者は、会社名・住所等を記入し、担当者及び連絡先の電話番号を入れて下さい。		1通	
3	案内図	1/1, 600程度(住宅地図の写しで可、目標となる施設等を入れること)。 届出地を朱線で囲む		〃	
4	公図の写し	届出地を朱線等で囲む	法務局	〃	
5	土地登記簿謄本	所有者住所と住民票の住所が一致していない場合は戸籍の附表等を添付 共同住宅の一室の再転用の時で、敷地権が設定されている物件の場合は建物登記簿謄本	法務局	〃	
6	その他必要に応じた書類	仮換地証明(写し可)	土地区画整理事業施行中の区域内 面地の一部を転用する場合は面地及び届出地の回りの寸法及び転用済の場所を明示した図面を添付	区画整理事務所	〃
		開発許可書の写し	届出地が500㎡以上で開発許可をうける必要がある場合	建築指導課	〃
		小作地の契約解除の写し	他の耕作者がいる場合は、届出前に解除の手続きが必要です	農業委員会	〃
		その他	届出内容により上記以外の書類の提出を必要とする場合があります。		〃

【注意事項】

- ・土地登記簿謄本については、原本、その他証明書等は原本、又は写しでも可能です。
なお、証明書等は届出日より3か月以内に発行されたものを提出して下さい。
- ・届出地が生産緑地指定を受けている場合は原則として転用できません。
- ・転用目的が駐車場又は資材置場の場合でアスファルト舗装を行う場合は、道路治水課の指導を受けてください。
- ・届出書の受理は随時行っていますが、不足書類があると受理できません。
- ・受理後、受理通知書の交付までに7～10日程かかりますのでご了承ください。
- ・土地区画整理事業施行中の区域内の分譲マンションで再度の転用を行う場合、敷地権が設定されている物件に限り土地登記簿謄本に替えて建物登記簿謄本とする。
- ・コインパーキングで500㎡以上のものについては、交通管理課の指導を受けてください。
- ・一時転用の場合などで分筆せずに農地の一部を転用する場合は面積の根拠となる図面(求積図等)を添付してください。